〇 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(抄)(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

傍線の部分は改正部分

第1 (略)

第2 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

新

①~④ (略)

⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

なお、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所が訪問看護事業所と して指定を受けている場合であって、当該サテライト指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が 指定訪問看護を行うものとして①~⑤を満たす場合には、本体事業所の指定訪問看護事業所に含 めて指定できるものであること。

2 用語の定義

基準第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、<u>指定</u>通所介護及び<u>指</u>定通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

また、指定通所リハビリテーション(1時間以上2時間未満に限る)又は指定介護予防通所 リハビリテーションが、保険医療機関において医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、 廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーショ ン料のいずれかを算定すべきリハビリテーションが同じ訓練室で実施されている場合に限り、 専ら当該指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当た る理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、 廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーショ 第1 (略)

第2 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

旧

 $\widehat{1}$ ~ $\widehat{4}$ (略)

⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

2 用語の定義

基準第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

〇 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(抄)(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

傍線の部分は改正部分

新

ン料のいずれかを算定すべきリハビリテーションに従事して差し支えない。ただし、当該従事者が指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションに従事していない時間帯については、基準第111条第1項第2号又は第2項の従事者の員数及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)の第24号の2イの従業者の合計数に含めない。

- (5) (略)
- 3 (略)
- 第3 介護サービス
- 一 訪問介護
- 1 人員に関する基準
 - (1) (略)
 - (2) サービス提供責任者(居宅基準第5条)

①~④ (略)

⑤ 「3年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了したもの」 (介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者を除く。)については、平成30年4月1 日以降サービス提供責任者の任用要件に該当しなくなるところ、平成30年3月31日時点で 指定訪問介護事業所においてサービス提供責任者として従事している者に限り、1年間の経 過措置を設けているが、指定訪問介護事業者は、経過措置期間中に、これに該当するサービ ス提供責任者に介護福祉士実務者研修の受講又は介護福祉士の資格を取得するための十分な 機会を与え、要件に合致するよう必要な措置を講ずること。

なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能と されていたことから、3年以上の実務経験は要件としないものであること。

(削除)

(5) (略)

3 (略)

- 第3 介護サービス
- 一 訪問介護
- 1 人員に関する基準
 - (1) (略)
 - (2) サービス提供責任者(居宅基準第5条)

①~④ (略)

⑤ <u>サービス提供責任者の任用要件として、</u>「3年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了したもの」(介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者を除く。)<u>を定めているところであるが、この要件</u>については<u>暫定的なものであることから</u>、指定訪問介護事業者は、これに該当するサービス提供責任者に介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。

旧

なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能と されていたことから、3年以上の実務経験は要件としないものであること。

また、ここでいう「3年以上介護等の業務に従事した者」については、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号に規定する「3年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」を参考とされたい。

⑥ 3年間の実務経験の要件が達成された時点と介護職員初任者研修課程(2級課程を修了した場合は2級課程)の研修修了時点との前後関係は問わないものであること。

また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき設立された特定非営利活動法人が法第70条第1項の規定に基づき訪問介護に係る指定を受けている又は受けることが確実に見込まれる場合であって、当該法人が指定を受けて行うことを予定している訪問介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該法人及び法人格を付与される前の当該団体に所属して当該事業を担当